

社会福祉法人羽黒百寿会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立でき、働きやすい雇用環境をつくることによって全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

2 法人の課題 男性と比較し女性の平均勤続年数が短い。

男性：12年 女性：9年

3 次世代育成支援対策推進法に関する目標と取組内容・実施時期

目標 女性職員の育児休業取得率100%を維持し、また、男性職員の育児休業取得率50%以上を目指す。

〈取組内容〉

・令和6年4月～ 育児休業に関する規程の周知を図る。

4 女性活躍推進法に関する目標と取組内容・実施時期

目標 男性・女性とも、平均勤続年数を10年以上にする。

〈取組内容〉

年次有給休暇取得を推進する取組を実施する。

・令和6年4月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握後、各部署に通知する。

・ ” 各部署において年次有給休暇の計画的取得に心掛け、年次有給休暇を計画的に取得しているか把握する。

○管理職における女性の割合について（令和6年4月1日現在）

	男	女	合計
施設長	2	2	4
部長級	2	6	8
課長級	2	8	10
主幹級	1	1	2
合計	7	17	24

管理職における女性の割合

70.83%